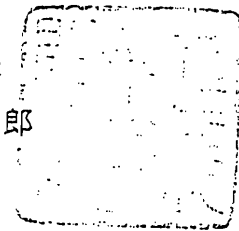




関自旅2第878号の2  
平成11年4月1日

(社) 東京都個人タクシー協会  
会長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長  
川上 五郎



タクシー業務適正化臨時措置法の施行に伴う運送の引受け  
又は継続の拒否要件の一部改正について

標記について、昭和45年10月29日付け東陸自1旅2第7848号（昭和53年5月17日、平成7年2月21日、平成9年11月25日一部改正）「タクシー業務適正化臨時措置法の施行について」により、タクシーに係る運送の引受け又は継続の拒否要件について通達し、実施してきたところであるが、今般、旅客自動車運送事業等運輸規則第13条の一部改正（平成11年運輸省令第6号により改正、平成11年4月1日施行）に伴い、別紙のとおり一部改正したので、貴傘下関係事業者にも周知させるとともに、運転者等の指導教育の徹底を図られたい。

## 別紙 1

### I 道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否の要件について

#### 1. 道路運送法第 13 条により拒絶できる場合

- (1) 当該運送の申込が第 11 条の規定により認可を受けた運送約款によらないものであるとき。(第 1 号)
  - a 認可運賃以外の運賃によるもの。
  - b 運送の安全のための乗務員の指示に従わないもの。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。(第 2 号)
  - a トランクに入らない(蓋がしまらないもの)もの。
  - b バックミラーによる視認を妨げたり、操縦装置を円滑に操作できない等運転に支障があるとき。
  - c 定員を超えるとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。(第 3 号)
  - a 高速道路、フェリー等の料金の支払を乗客から強制されたとき。
  - b 現金及び当該事業者の有効なチケット以外による支払を求められたとき。
  - c 著しく離れた区域の運送を求められたとき。

#### (注)

著しく離れた区域とは、事業区域の境界から概ね 50 キロメートルを超える区域をいう。

ただし、高速自動車国道、自動車専用道路又はその他有料道路(東京湾横断道路を除く。)を利用する運送については、本号(上記 c)は適用されない。

この場合において、運転者は高速自動車国道等を利用する運送を要求する旅客に対しては、当該往路の運送が事業区域の概ね 50 キロメートル以上の場合には、その往路における高速自動車国道等(東京都特別区・武蔵野市及び三鷹市の事業者にあつては、事業区域内における首都高速道路を除く。)の料金に相当する金額を復路に関して請求することができる。

著しく離れた区域を東京都特別区・武三地区について例示すれば、事業区域の境界から概ね 50 キロメートルを超える区域とは神奈川県三浦市、小田原市、松田町、山梨県上野原町、埼玉県小川町、熊谷市、羽生市、茨城県古河市、水海道市、千葉県成田市、東金市、木更津市の区域等を超えた区域である。

また、高速自動車国道においては、以下のインターチェンジ以遠をいう。

東名高速道路—御殿場 IC  
中央自動車道—大月 IC  
東北自動車道—館林 IC

常磐自動車道—土浦北 IC  
東関東自動車道—大栄 IC  
関越自動車道—花園 IC

- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。(第4号)
  - a 道路交通法上の停車禁止、一方通行等に違反するとき(この場合は違反である旨を説明し、違反とならないように乗客に指示 — 例えば停車禁止以外の地点まで移動し乗車させること。)
  - b 申込に際し暴行、威かく等の行為のあったとき。
  - c 賭博場、売春宿等への案内を求められたとき。
  - d 当該運送を引受けることにより定められた乗務時間乗務距離を超えることとなるとき(乗務時間が残り少なくなった時は、回送板を掲出して帰庫すること。)
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。(第5号)

## 2. 旅客自動車運送事業等運輸規則第13条により拒絶できる場合

- (1) 運送の途中、旅客が車内においてあきらかに公序良俗に反する行為があつて、運転者の制止若しくは必要な指示にしたがわないとき。(第1項第1号)
- (2) 第52条各号に掲げる危険品を携帯している者。(第1項第2号)
- (3) 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者。(第1項第3号)
  - a 行先を明瞭に告げられない者。
  - b 嘔吐の跡等があり車内を汚染するおそれのある者。
  - c 人の助けなくしては歩行が困難である者。
  - d その服装によって車内が著しく汚れると認められる者。
  - e 魚類又は汚わい品等の持込みにより車内が著しく汚染されると認められる者。
- (4) 付添人を伴わない重病者。(第1項第4号)
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症(同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第8条の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者と見なされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者。(第1項第5号)

## 3. 旅客自動車運送事業等運輸規則第50条により拒絶できる場合

法令の規定により回送板を掲出しているとき。(第6項、第7項)(運転者は、食事、休憩をしようとするとき、燃料等の補給の必要があるときは、回送中である旨を見易いよう表示しなければならない。回送板等の掲出については、各陸運支局において指定している「ハイヤー・タクシーの表示等について」によること。)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
の対象となる感染症の定義・類型

	感染症名等	性格	主な対応・措置
感染症類型	[1類感染症] ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	・原則入院 ・消毒等の対物措置 (例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする。)
	[2類感染症] ・急性灰白髄炎 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・ジフテリア ・腸チフス ・パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	・状況に応じて入院 ・消毒等の対物措置
	[3類感染症] ・腸管出血性大腸菌感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置
	[4類感染症] ・インフルエンザ ・ウイルス性肝炎 ・黄熱 ・Q熱 ・狂犬病 ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・性器クラミジア感染症 ・梅毒 ・麻しん ・マラリア ・β内毒素耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・その他の感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供
指定感染症	政令で1年間に限定して指定された感染症	既知の感染症の中で上記1～3類に分類されない感染症において1～3類に準じた対応の必要が生じた感染症(政令で指定、1年限定)	1～3類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施。 (適用する規定は政令で規定する。)
新感染症	[当初] 都道府県知事が厚生大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その感染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	厚生大臣が公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事に対し対応について個別に技術的指導・助言を行う。
	[要件指定後] 政令で症状等の要件指定をした後に1類感染症と同様の扱いをする感染症		1類感染症に準じた対応を行う。